

●高額療養費制度●

ひと月に医療機関や調剤薬局の窓口で支払った額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額の払い戻しを受けられる制度です。

- * 年齢や所得に応じて、自己負担限度額が設定されています。
- * 食事代や診断書等の文書代、室料差額代は保険外負担となります。
- * ひと月ごと、医療機関ごと(通院と入院は別)、診療科ごと(医科と歯科は別)になります。

限度額適用認定証／限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関(通院・入院)や調剤薬局の窓口へ提示することで、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

- * まずは、加入している各医療保険の保険者に限度額適用認定証を申請し、交付を受けておきましょう。

多数回該当

直近12ヶ月以内に3回以上自己負担限度額を超えた場合は、4回目以降の自己負担限度額がさらに軽減される「多数回該当」という仕組みがあります。

- * 70歳以上の場合は「現役並み所得者」「一般」だけに適用されます。

合算

- ① 家族で合算する場合は「世帯合算」という仕組みがあります。

同じ医療保険に加入していることが原則です(同一世帯)。

- ② 1人で通院と入院が同じ月にある場合も合算できます。

- * 70歳未満の方：自己負担額がそれぞれ21,000円以上の場合合算できます。
- * 70歳以上の方：金額の制限はなく合算できます。ただし、通院の場合は個人ごとに扱われるため世帯合算の考えはありません。
- * 世帯合算の計算方法は非常に複雑で、同居する家族の年齢や自己負担限度額によって扱いが異なる場合がありますので、相談窓口等にご確認ください。

お問合せ・申請窓口

各医療保険の保険者へ 保険証に保険者の記載があります

Topix

情報コーナーって何？

当院では、療養生活に役立つ情報発信の場として、情報コーナー(患者サポート内)を開室しています。療養生活に関する情報を自由にご覧いただくことができます。

情報冊子(利用できる社会資源とサービスの種類)や各種資料を配布しております(無料)。小児に関する資料もあります。

